

蒲郡市土地寄附受納取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市公有財産管理規則（昭和39年蒲郡市規則第12号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、市が土地を寄附受納する場合における事務手続を適正かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(寄附受納できる土地の条件)

第2条 市が寄附受納できる土地は、次の各号のいずれかに該当する土地のうち、特定個人の利益を誘導するおそれがないものとする。

- (1) 現に公用又は公共用に供している土地
- (2) 設置が決定した市有施設の用地
- (3) 市有施設の拡張区域に含まれる土地

2 前項の規定により市が寄附受納できる土地は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合しなければならない。

- (1) 寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）が所有する土地（共有名義の土地については、寄附に当たり共有者全員の同意を得ているものに限る。）であること。
- (2) 建物等（地下工作物等を含む。以下同じ。）が附属していないこと（建物等が附属していたとしても、公共又は公共用としての活用に支障がない場合は、この限りではない。）。
- (3) 抵当権、質権、賃借権等所有権以外の権利が設定されていないこと。
- (4) 土地境界に争いがなく、その境界の確定が容易であること。
- (5) 将来に多額の維持管理費を必要とするおそれがないこと。
- (6) 政治的活動若しくはこれに類する活動を目的とした団体又は個人からの寄附でないこと。
- (7) 蒲郡市暴力団排除条例（平成23年蒲郡市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員からの寄附でないこと。
- (8) 将来に争い又は苦情が発生するおそれがないこと。

3 前2項の規定にかかわらず、当該土地の寄附を受けることが公共の福祉の増進に寄与すると認められるときは、寄附受納できるものとする。

(事前相談)

第3条 寄附者は、土地を市に寄附しようとするときは、あらかじめ各課等の長(規則第4条に規定する課等の長をいう。以下同じ。)にその旨を相談しなければならない。この場合において、当該相談を受けた課等の長は、当該相談の概要及び処理経過を記録するものとする。

- 2 各課等の長は、前項の規定による相談を受けたときは、当該土地が前条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、同条第2項各号に掲げる要件のいずれにも適合する土地(以下「寄附適合土地」という。)であるかを検討する。
- 3 各課等の長は、前項の検討の結果、当該土地が寄附適合土地であると認めるときは、寄附者に寄附の申出を依頼するものとする。
- 4 各課等の長は、第2項の検討の結果、当該土地が寄附適合土地に当たらないことが明らかであるときは、寄附者に寄附を受けないことを回答するものとする。ただし、寄附を受けないことを回答するときは、あらかじめ財務課長と協議(前条第2項第6号又は第7号に適合しない場合を除く。)しなければならない。
- 5 財務課長は、前項ただし書の規定による協議を受けたときは、当該協議をした課等の長から当該土地の概要を聞き取り、当該土地が寄附適合土地に該当するかどうかをあらためて確認するとともに、前条第3項を適用し、寄附を受けようとする課等があるかを調査するものとする。
- 6 前項の規定による調査の結果、当該寄附を受けようとする課等がなかったときは、当該協議をした課等の長が、寄附者に寄附を受けないことを回答するものとし、当該寄附を受けようとする課等があったときは、当該寄附を受けようとする課等の長が、寄附者に寄附の申出をするよう依頼するものとする。

(寄附の申出)

第4条 寄附者は、前条の規定により寄附の申出をするよう依頼があったときは、次に掲げる書類を添付して寄附を受けようとする課等の長に寄附の申出を行うものとする。

- (1) 寄附申出書
- (2) 位置図
- (3) 公図写し
- (4) 全部事項証明書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(審査)

第5条 第2条第3項を適用して寄附を受けようとする課等の長は、速やかに財務課長と調整した上で、市有地対策調整会議に諮り、寄附受納についての意見を求めるものとする。

2 市有地対策調整会議は、前項の規定により意見を求められたときは、第2条の規定に照らして当該土地を寄附受納できるか審査した上で意見するものとする。

(寄附受納の決定)

第6条 第3条第3項の規定により寄附の申出があったとき、又は前条第2項の規定による審査の結果に基づき、寄附を受けようとするときは、規則第11条第1項の規定に基づき市長の承認を受けるものとする。ただし、市有地対策調整会議に意見を求めたときは、当該会議の意見を付して、市長の承認を受けなければならない。寄附を受けないこととするときも、また同様とする。

2 前項の規定により市長の承認を受けたときは、その結果を寄附者に通知するものとする。

(寄附受納決定後の手続)

第7条 寄附者は、前条第2項の規定により寄附受納を決定した旨の通知を受けたときは、次に掲げる書類を寄附を受けようとする課等の長に提出しなければならない。

(1) 登記原因証明情報及び登記承諾書

(2) 印鑑登録証明書

2 所有権移転又は地目変更の登記費用は、市が負担し、登記承諾書及び印鑑登録証明書を取得するための費用は、寄附者が負担する。

(寄附を受けないこととした土地の報告)

第8条 財務課長は、市有地対策調整会議を経ずに寄附を受けないこととした土地について、その概要を市有地対策調整会議に報告しなければならない。

(適用除外)

第9条 この要綱は、次に掲げる寄附については適用しない。

(1) 国、県その他の公共団体からの寄附

(2) 蒲郡市道路敷地寄附受納取扱い要綱に基づく道路敷地の寄附

(3) 蒲郡市共同住宅等燃やすごみ・資源物集積場の設置及び管理要綱に基づくごみ集積場用地の寄附

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。